

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成25年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

---

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

---

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
12月3日、町長から第4回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。  
今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案8件が町長から提出されております。  
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。  
なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。  
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。  
きょうは、定例会ということで全員の皆さんにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

私も、就任をいたしましてから2カ月がたとうとしておりますけれども、この間、皆様方には大変な御指導をいただき、また御協力をいただいておりますことに心よりお礼を申し上げたいというふうに思っております。私自身は、当初から、まずこの町を一体化したいというような思いから始めたわけでございますけれども、特に職員には、規律、礼節、時間厳守、これを徹底的に守っていただくということをお願いをし、要請をしたところでございますけれども、どのような感じかと議会の皆さんがされているかわかりませんが、私自身は、大分挨拶もよくなり、以前とは若干変わってきたのかなという感じがいたしておりますけれども、また皆様方にはお気づきの点がございましたら、いろいろな形で私どものところへお伝えいただければありがたいというふうに思っております。

それから、職員からもアンケートをとりました。全員のアンケートをとったわけですが、大変いろいろなこの町の思いが込められたアンケートだったというふうに思っておりますし、それは当然ながら町長が町民のために管理をしていかなきゃいけないという思いがいたしております。

そのような中で、皆様方にはこれまでも御協力をいただきましたけれども、大きなプロジェクトが山積をしております。特にこれまでも幾つか問題になりました光ファイバーの関係につきましても、当然ながら対応が必要というような時期になってまいりました。また、これは後ほどまた詳しく御質問もあるようでございますので説明をさせていただきますけれども、そのほかにも大井川鐵道が大変厳しい経営状況に陥っているということもございまして、これらに対しても当然ながら議会の皆さんに御相談を申し上げなきゃいけないというふうに思っております。

決して悪い話ばかりではなくて、これからは茶草場が世界遺産になった、またこれからはエコパークのユネスコの関係が、これも6月には世界遺産になるだろうというようなこともございまして、決して暗い話ばかりではございませんけれども、やはり地元の皆さんとともに、いろいろな形で活力のあるまちづくりをしていかなければいけないというふうに思っております。

また、大井川の関係につきましても、上流と下流が連携を持った位置づけのもとで政治活動をすべきだというふうに思っておりますし、そのことが大井川流域の皆さんがそれぞれ共存共栄ができるではないかというような思いがございます。

先般の臨時会以降の行政の報告をさせていただきます。

11月27日に臨時会を開催をさせていただいております。その後に資金管理運営委員会を開催をしております。

11月28日には、入札を執行させていただいております。その日の午後には、県知事が基調講演をされるということで講演会に行つてまいりました。その日には、市町村共済組合の理事会及び組合会がございまして、出席をしております。

11月29日には、藤枝MYFCの社長さんがこちらへ訪問されてございまして面談をいたしま

した。

11月29日には、静岡地方気象台の台長が来庁されまして、御挨拶をさせていただきました。それから、大変多くの皆さんにお世話になりました11月29日には、市町村対抗の駅伝のレセプションがございまして、出席をさせていただいております。

11月30日、これも市町村駅伝の大会がございまして、多くの町民の皆さんとともに応援をさせていただきました。

12月1日には、恒例の総合防災訓練を行っております。その日には、行革の関係の矢尾板先生と面談をしております。

12月2日ですが、この日に内水面の漁場管理委員会がございまして、県へ行ってまいりました。

12月3日、これは役場の職員に情報通信基盤整備の説明会を午前と午後に行っております。12月3日ですが、第3回の区長会を開催しております。

12月4日ですが、これも本庁関係の情報基盤整備の職員への説明会をしております。

12月5日、全員協議会を開催させていただいております。

12月6日ですが、とうきょう川根の会の会長がこちらに見えまして面談をしております。この日には、寸又峡の温泉供養祭がございまして、多くの議員の皆さんとともに出席をしております。

12月10日ですが、大井川鐵道並びに島田市、私どもと面談をしております。この日に町内の、すみません、12月9日ですが、町内の複合の農産物を扱っております皆さんの現場を見まして対応をしております。この日の夜には、井林代議士の出版記念の会がございまして出席をしております。

それで、本日に至ります。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中澤莊也君、6番、芹澤廣行君を指名します。

---

◇

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認め、したがって、会期は本日から12月18日までの8日間に決定しました。



◎日程第3 議案第45号 川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定  
について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

本町で実施をしております地震対策事業に関する県からの財政支援は、毎年交付される大規模地震対策総合支援事業費補助金で行われてきましたが、本年6月26日に静岡県第4次地震被害想定が公表されたことに伴い、静岡県では今までの大規模地震対策総合支援事業費補助金に代わり新たに緊急地震対策交付金制度を創設することになりました。新しい制度では、平成25年度から平成27年まで3年間、市町が緊急かつ重点的に取り組む事業を対象とし、3カ年分を交付金として一括交付されるものでございます。

このため、交付金を今回創設する川根本町緊急地震対策事業基金に積み立て、今後、計画的に地震対策事業に充当していくため、基金条例の制定を行うものでございます。

どうかよろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第46号 静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第46号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第46号の提案理由の説明をさせていただきます。静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡縣市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の構成団体の変更は、小笠老人ホーム施設組合が指定管理者制度の導入に伴い組合専任職員が不在となり、退職手当事務が不要となったため、本組合から脱退するものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第47号 平成25年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第47号、川根本町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,808万5,000円としたいものでございます。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものでございます。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものでございます。

第4表では、地方債の限度額について補正をしたいものでございます。

今回の補正予算は、縁故債に係る繰上償還のための減債基金への積立金の追加、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加、地域振興基金運用に係る債権途中売却に伴う売却利益の追加、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料の追加、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加、各種予防接種医薬材料費の減額、定期予防接種個別予防接種委託料の増額、防霜ファン更新工事費の減額、中山間地域農業振興整備事業費補助金の追加、美しい森づくり森林整備業務委託料の追加、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額、ユネスコエコパーク登録に向けての事業費の追加、デジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査業務委託料の追加、総合支所同報・行政無線中継局太陽光発電システム修繕工事費の追加及び人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般13ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は12万円の減額です。職員人件費の補正でございます。

13ページ、14ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理は3億8,219万1,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び一般職員人件費と退職手当組合負担金の補正及び庁舎出退勤管理機器故障に伴う

新機器導入経費の追加です。基金管理費については、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加、地域振興基金の途中売却に伴う売却益の追加、縁故債繰上償還のための減債基金への積立金の追加、自治会振興費は、コミュニティ施設の消防用設備保守点検委託料の増額、庁舎管理費については、本庁舎関係の修繕費の増額です。

15ページをごらんください。

第2項企画費は4,532万5,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。情報政策費については、情報通信基盤整備事業の調査・設計業務委託料の追加をお願いするものでございます。

16ページをごらんください。

第3項徴税费は282万2,000円の増額、第4項戸籍住民基本台帳費は196万8,000円の増額です。これは、職員人件費の補正です。

17ページから19ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は290万3,000円の減額です。社会福祉総務費は、人件費の補正です。心身障害者福祉費は、心身障害者扶養共済保険料の減額、駿遠学園管理組合共同生活介護事業所運営分担金の減額です。心身障害者扶養共済年金交付金の増額、国・県支出金等返還金の増額です。老人福祉費は、職員人件費の補正と外出支援サービス車両に係る燃料費の増額です。国民年金事務費は、職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費の補正等に係る特別会計繰出金の減額です。介護保険費は、職員人件費等の補正に係る特別会計繰出金の減額です。後期高齢者医療費は、職員人件費の補正です。

19ページ、20ページをごらんください。

第2項児童福祉費は316万1,000円の増額です。児童福祉総務費は、職員人件費の補正と子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加です。児童福祉施設費、子育て支援対策費は、職員人件費の補正です。

20ページ、21ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は156万9,000円の増額です。保健衛生総務費は、職員人件費と臨時職員の社会保険料の増額です。予防費は、各種予防接種医薬材料費の減額及び定期予防接種個別予防接種委託料の増額をお願いするものでございます。環境衛生費は、職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、人件費補正及び田代配水池テレメーター工事に係る電源立地地域対策交付金の充当額変更に伴う特別会計への繰出金の増額及び同事業に係る財源更正でございます。

21ページ、22ページをごらんください。

第2項清掃費は82万8,000円の増額です。これは、職員人件費の補正と臨時職員賃金及び社会保険料の増額をお願いするものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は907万6,000円の減額です。農業総務費は、人件費の

補正です。農業推進対策費は、防霜ファン更新に伴う工事費の減額と茶園管理機械購入に伴う補助金の増額です。農林業センター運営費は、人件費の補正と臨時職員の社会保険料の増額です。農地費は、人件費の補正と電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更正です。地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。

23ページ、24ページをごらんください。

第2項林業費は293万2,000円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、美しい森づくり森林整備事業委託料の追加と野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額です。林道費は、職員人件費の補正及び地域の元気臨時交付金充実に伴う財源更正です。

24ページから26ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は167万6,000円の増額です。商工総務費及び音戯の郷運営費は、人件費の補正です。観光費は、職員人件費の補正とユネスコエコパーク登録に向けての事業費の追加をお願いするものでございます。温泉施設費は、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更正と人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

26ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は130万9,000円の減額です。これは、職員人件費の補正とTOUKAI-0 専門家診断委託料の増額でございます。

26、27ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は3,000円の減額です。職員人件費の補正及び地域の元気臨時交付金充実に伴う財源更正でございます。

27ページをごらんください。

第4項住宅費は41万5,000円の増額です。これは、町営住宅入退去に対する清掃手数料の増額です。

27ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は963万3,000円の増額です。災害対策費は、J-ALERT 起動用のパソコンのOS更新に係る事業費の追加と、県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う南部地域の電波伝搬調査業務委託料の追加、総合支所同報・行政無線中継局太陽光発電システム修繕工事費の追加をお願いするものでございます。

28ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は281万6,000円の減額です。事務局費は、職員人件費の補正と教育委員会指導主事の賃金及び社会保険料の増額をお願いするものでございます。

第2項小学校費は46万4,000円の増額です。職員人件費の補正でございます。

29ページをごらんください。

第3項中学校費は32万円の減額です。職員人件費の補正です。

29ページ、30ページをごらんください。



第4項社会教育費は31万1,000円の減額です。社会教育総務費及び文化会館運営費は、職員人件費の補正です。資料館運営費は、臨時職員の社会保険料の増額をお願いするものでございます。

30ページ、31ページをごらんください。

第5項保健体育費は263万6,000円の減額です。海洋センター運営費及び学校給食施設費は、職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金は489万6,000円の減額です。これは、防霜ファン更新工事に係る分担金の減額です。

9ページ、10ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は35万3,000円の減額です。土木費国庫交付金は、TOUKAI-0専門家診断に係る地域住宅支援総合交付金の増額です。農林水産業費国庫補助金は、防霜ファン更新工事に係る国庫補助金の減額です。農林水産業費国庫交付金は、美しい森林づくり基盤整備交付金の追加です。地域の元気臨時交付金は、林道及び町道改良工事に係る交付金の追加をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は725万円の増額です。民生費県補助金は、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務に係る保育対策等促進事業費補助金の追加です。農林水産業費県補助金は、茶園管理機械購入に係る補助金に対する県補助金の増額です。土木費県補助金は、TOUKAI-0専門家診断に係る県補助金の増額です。電源立地地域対策交付金は、事業の事業費変更に伴う財源更正であります。

11ページをごらんください。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は604万8,000円の増額です。これは、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加と、地域振興基金運用に係る債権途中売却に伴う売却利益の追加をお願いするものでございます。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は4万1,000円の増額です。これは、介護保険事業における地域支援事業費の過大交付に対する返還金に伴う介護保険事業特別会計からの繰入金の追加をお願いするものでございます。

12ページをごらんください。

第2項基金繰入金は44万4,000円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

第18款繰越金、第1項繰越金は5億3,310万2,000円の増額です。これは、前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は1億725万8,000円の減額です。これは、臨時財政対策債の借入

限度額の減額をお願いするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、4ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託は、町内の情報化に向けての調査・設計業務について、今回の補正予算成立後にプロポーザル方式により委託業者を選定し、その後、調査及び設計業務を実施したいと考え、今後の事業実施スケジュール等を考慮すると、平成26年1月以降の契約締結から同年6月中の委託期間が想定され、平成26年度に事業を繰り越すことが見込まれるためでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、5ページをごらんください。

三ツ星保育園複写機賃貸借契約について、限度額を125万円にするよう追加をお願いするものでございます。

第4表地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を1億8,000万円に減額補正するものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますけれども、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

歳出から順を追って通告に従いまして質疑をさせていただきます。

本来、質疑は数字に関するものだけというふうに、この前から決まっていますけれども、数字だけでないものもありますけれども、答弁をきちんといただきたいと思ひまして、自ら通告をしたものです。よろしくお願ひいたします。

1番目ですけれども、歳出から14ページ、2款1項7目の基金管理費、25節の積立金の細節9と細節11についてですけれども、地域振興基金10億円のうちのユーロ債1億円が戻ってきて、利子分の増額で177万6,000円と売却利益427万2,000円を同基金に積み立てるものですが、売却した1億円は、新たに20年ものの地方債に買いかえるとの説明でしたが、何を購入し、利率は幾らで、同基金の残高はこの補正をやった時点で幾らになるのか伺います。

2点目ですけれども、同じ節の減債基金積立金3億7,138万円についてですけれども、5億3,310万2,000円増額した繰越金を繰上償還に充てるために積み立てるという説明がありましたけれども、今回の増額分は、この繰上償還分の積み立てと臨時財政対策債の借り入れの減額に1億725万8,000円が充てられまして、残りの5,446万4,000円も情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料へ4,494万円とか充てるために、残りは1,000万円を切る額しか繰越金の残りがありません。人件費の増額分を引くとほとんど残らない状況になります。今回の補正予算で、町民の要望に答えるものがほとんど、私としては見当たらないというふうに思うんですけれども、地区からの要望など、どのように応えていく考えかお聞きいたします。

3点目です。15ページ、2款2項5目の情報政策費、13節委託料の情報通信基盤整備事業

調査・設計業務委託料の先ほど申しました4,494万円についてですけれども、この積算根拠と事業内容、それから事業の進め方について説明を求めます。

次に、通告にはもう一つ、国民健康保険費のところの繰出金について通告を当初出したんですけれども、それは国保会計特会のほうで行いますので、ダブるのでそれは削減します。

5点目ですけれども、19ページの3款2項1目児童福祉総務費のところなんですけれども、13節委託料で子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料367万5,000円について、新制度の移行に伴い、どのような処理をこの電子システムの構築で行うのかお聞きいたします。

次、22ページの4款2項1目塵芥処理費、7節の賃金で206万4,000円増額になっていますけれども、これは、正規職員に代わり臨時職員を6人から7人に増やした分という説明がありましたけれども、現業の労務者を正規から非正規にどんどん切りかえていくことが行われていますが、今の非正規の労働者を正規にしようという社会の流れに逆行するものではないかと思えます。契約更新時に、希望者には正規昇格の道など考えておられるのかどうかお伺いいたします。

次、22ページの6款1項5目茶業推進対策費、15節の工事請負費で1,600万円の減額ですけれども、防霜ファン更新工事請負費の減額になっています。基幹産業であるお茶を凍霜害から守るために予算計上したはずですが、24年度に手を挙げた3地区以外、25年度においては新たに手を挙げる地区がなかったための減額だとの説明がありました。これは、負担が3割負担になっているんですけれども、負担が重くて組合の意見をなかなかまとめられない状況があると聞いています。私は、3割負担をなくすべきと思いますが、町長は、全協で3割負担があっても続けられる茶業にしなければならないと言われました。現実には、多くの茶農家が継続できないほど深刻で緊迫した状況であり、このままでは放棄茶園が増え、観光に欠かせない景観さえ保てなくなるのではないのでしょうか。来年度に向けて早急な対策が必要ですが、どのように茶農家の収益増、継続を目指す考えか、お伺いいたします。

それから、8点目ですけれども、25ページ、7款1項3目観光費、13節委託料で、ユネスコエコパーク広報用DVD作成委託料89万4,000円についてですけれども、誰に向けた広報で、作成したDVDをどのように活用されるのかお聞きいたします。

次、26ページ、8款2項2目道路新設改良費363万円とそれから24ページに6款2項5目林道費の399万4,000円の財源についてお聞きいたします。これは、地域の元気臨時交付金、国の交付金762万4,000円を充てるものですけれども、元気が出るための交付金が町内事業者への新たな事業費としてこの予算で出されたのではなくて、そういうことでしたら元気臨時交付金の目的にも合うと思うんですけれども、今回、一般財源の削減に、一般財源といいますか、当初に予定した事業に充てていた一般財源を削減するのに充てられているというのは、何の活性化にもならないと思うのです。こういう財源こそ、地区からの要望に応える財源に充てるべきではないかと思うんですけれども、なぜ町民の元気をつくり出す取り組みが

今回されなかったのかお伺いします。

次、27ページ、9款1項4目災害対策費、13節の委託料のデジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査業務委託料323万2,000円の調査場所、面積及び業務の内容について説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） まず、最初の質問から答えさせていただきたいと思います。

一般14ページ、2款1項7目基金管理費の地域振興基金についての御質問についてお答えします。

まず、地域振興基金の24年度末の残高は10億9,128万3,188円となっております。今回、基金管理費の積立金で補正計上しました地域振興基金預金利子177万6,000円につきましては、平成19年6月19日に購入しましたユーロ債が本年6月20日に発行体の都合により償還され、その償還の際に生じた利子分277万5,582円のうち、当初予算で計上しておりました100万円を差し引いた177万6,000円を計上したものです。

次に、地域振興基金売却益427万2,000円につきましては、平成19年3月30日に購入しました長野県平成18年度第2回公募公債の売却益でありまして、購入単価が99.028円を額面1億円で購入しました。今年の8月22日に単価103.3円で売却しましたので、この1億330万円から購入したときの価格9,902万8,000円を差し引いた427万2,000円を地域振興基金売却益として計上したものとなっております。この代わりとしまして、長野県公募公債の代わりとしまして、20年物の国債を1億円、額面1億円ですけれども、購入単価98.49円で購入しており、利率は1.50%となっております。

次に、縁故債償還のために3億7,138万円を減債基金に積み立てるための補正予算につきましては、以前お示ししました財政シミュレーションのとおり、今後予定されております防災行政無線・同報無線のデジタル化事業や北部地域における簡易水道の再整備事業、町内の情報化に向けての整備事業など、町民の安全・安心のための大規模な事業が今後予定されておりますので、さらに平成28年度から交付税の合併算定外の特例が段階的に縮減され、平成33年では推計で5億8,000万削減される見込みとなっております。このため、今後、持続的に地区や町民からの要望に応えるための財源確保のため、今回の補正をお願いするものであります。また、今回の繰上償還により、地域振興基金の取り崩しも確保できるため、この地域振興基金をまちづくりのために活用し、町民の要望に応じていきたいと考えております。

次に、一般24ページ、6款2項5目の林道費、一般26ページ、8款2項2目道路新設改良費への地域の元気臨時交付金の充当における財源更正につきましては、この交付金の目的としまして、町道や林道の整備事業、整備工事など公共事業の地方負担軽減のために設けられた交付金であり、充当可能事業も定められており、自由に活用することができませんでした。今回、林道工事を2つ、町道工事を1つの財源として充当するように、財源更正させていた

だきたく計上させていただきました。

次に、一般27ページ、9款1項4目13節デジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査委託料の増額補正323万2,000円の内容ですけれども、県と共同で整備を進めております防災デジタル無線につきまして、南部地域に82台の無線機を配置する予定でございました。しかしながら、消防団詰所15カ所中4カ所、自主防に配備する分18カ所中5カ所、町の施設7カ所中1カ所、広域避難所5カ所中1カ所の合計11カ所につきまして、配備予定の携帯型の無線機では機能検討の結果、通話ができない可能性があるという契約業者から報告を受けました。このため、無線機を配備する南部地域全てについて電波伝搬調査を行い、適正な無線機の配置をいたすべく補正をお願いするものです。

以上で総務課分は終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、2款2項5目情報政策費、13節委託料、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料について説明をいたします。

まず、業務内容であります。当業務は、老朽化が著しい同報無線の現状を考え、財政的な理由もあり後年度計画としていました同報無線のデジタル化を早め、このデジタル化事業とここ数年検討してきました情報通信基盤整備事業を1つの事業として実施するために必要な調査・設計業務となります。財政的な負担を減らすために、高速無線の採用についても調査いたします。

積算の根拠は、社団法人日本ケーブルテレビ技術協会の積算基準を採用し、単価は建設物価を採用し積算したものです。事業の進め方につきましては、予算が可決された場合に、早期に運営事業者の募集をかけ、この町に合った整備方法や運営方法などを記載した提案書を提出していただくということになります。通信分野の設備は運営する事業者によって大きく異なりますので、この提案された内容を参考に検討し調査・設計業務を進めていきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） それでは、続きまして、3款2項1目の子ども・子育て支援新制度電子システムについての処理内容についてお答えをいたします。

この制度は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て関連三法に伴いまして平成27年度から始まる新制度に対応をするものでありまして、いわゆる保育サービス等を受給するための支給認定、それから給付費の審査請求に係る事務処理のための処理を行うものであります。

具体的に申し上げますと、まず支給認定、確認関係でありますけれども、認定申請、審査、支給認定、契約情報の管理、これは1号、2号、3号児童と分かれておるんですけれども、1号児童というのは、3歳以上の教育標準時間認定、これはいわゆる幼稚園の部分ですね。それから2号というのがありまして、2号の方は、満3歳児以上の保育認定。3号というの

が満3歳未満、ゼロ歳から3歳ですね、この児童の保育認定ということになります。この保育サービスの利用のための児童のいわゆる利用調整、施設事業所の確認情報の管理、利用者の負担区分、負担額の自動計算、利用料に係る納付書の作成、それから収納情報管理ということになります。

次に、請求審査、支払い、情報管理についてでありますけれども、これにつきましては、給付費の請求、支払い情報の管理、交付金請求、支給実績等の報告資料の作成、国のシステムとの連携、地域子ども・子育て支援事業、これにつきましては、延長保育とか一時預かり保育になります。それ等の管理となっております。

ただし、現段階では、このような処理等を行うということで国のほうから来ているわけですが、国でも随時情報をいろいろな形で変えたり追加したりという情報をいただいております。それを公開しておるものですから、今後このシステムの処理内容につきましては、変更となる可能性があるという説明がありました。なお、平成26年10月、来年度10月に平成27年度からの支給認定、確認業務の運用が開始される予定で、さらに平成27年4月、27年度当初ですね、当初から審査支払い関係の運用開始が予定されているところであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 6番目の御質問、22ページの塵芥処理費、7節賃金で206万4,000円の増額をお願いいたします理由について、生活健康課よりお答えいたします。

今回、収集運搬業務の臨時職員賃金を6人分から7人分に1名増額補正をお願いする理由ですけれども、現在、正規職員1名が病気療養中で休職しております。体調が戻り次第、今の職場にぜひとも復帰したいという強い意欲を持っておられますので、今回、臨時的な補充のための雇用として臨時職員1名を雇用させていただいたことに伴います賃金の増となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 生活健康課長の答弁に補足といたしまして、臨時職員の正規昇格についてお答えしたいと思います。

現在、行政を取り巻く環境は、住民ニーズの多様化により様々な行政サービスが求められてきております。さらに、地方分権という名のもと、職員の事務負担は年々増す一方の状況にあります。このような状況の中で、臨時的な仕事につきましては、臨時雇用契約を結んだ方をお願いしております。しかしながら、定常業務を続ける職員の不足があるようであれば、正規の職員を充てる必要がありますので、定員管理計画とのバランスを見ながら採用を検討することも必要かと考えております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 6款1項5目茶業推進対策費1,600万の減ですけれども、これは、

防霜ファン更新工事費につきまして平成24年度の繰越明許費で対応できたための減額になっております。

なお、鈴木議員の質問で来年度に向けてどのように茶農家の収益増、継続を目指すかという御質問でありますけれども、町としまして、町の主産業である茶業の振興は非常に重要な問題であると考えております。そのため、町としても国や県の補助事業の採択を受け、緑茶加工施設や乗用型茶園管理機などの整備に取り組んでおります。また、町単独事業として特産物振興事業による茶園改植や茶業施設等整備強化事業による省力化施設整備や製茶機械の新設・更新などの粗茶加工施設整備に対し支援をしております。引き続き、茶の基盤整備のための支援に取り組みたいと存じております。

また、茶農家の収益増のためには、茶の補完作物への取り組みも重要と考えており、町で進めております自然薯やネギ、ソバ、柚子などの作付も順調に増加しております。また、その作物の売り先を確保することも大切なことと考えておりますが、農産物を出荷する組織等が今節立ち上がり、今後はそのような組織、またJA等との連携を深めてまいりたいと考えております。

また、お茶については、本年、全国茶品評会において川根本町が普通煎茶4kgの部で14回目の産地賞を受賞しました。また、6月には静岡の茶草場農法が世界農業遺産に認定され、茶草場農法の実践者認定制度も創設されました。今後はユネスコのエコパーク認定なども視野に入れて、消費者の皆様には他の産地のお茶とは違うと認識してもらい、また喜んで飲んでいただけるような川根茶を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 25ページ、7款1項3目観光費、13節の委託料ですが、ユネスコエコパーク広報用DVD作成委託料89万4,000円は、誰に向けた広報で、作成したDVDをどのように活用するのかという御質疑ですが、これまで南アルプスのユネスコエコパーク登録に向けまして、南アルプスを囲む長野・山梨・静岡3県の10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会におきまして、申請に向け行ってまいりました。その結果、本年9月4日、ユネスコエコパークの国内推薦を受けることができまして、平成26年6月ごろに行われますユネスコ本部において国際調整委員会が開催されまして、そこでユネスコエコパーク登録の可否が決定される模様でございます。

現在、ユネスコエコパークの国内の登録は宮崎県の綾町をはじめ5カ所が登録されておりますが、世界遺産とは異なりまして知名度も低いため、登録前にまずは住民の皆様にはエコパークを知っていただき、認定された日には広くアピールできるよう周知を図っておく必要があります。その一つの手段として、川根本町を主とした周知用のDVDの制作を計画しました。活用の方法としまして、集客力のある役場のロビーあるいは茶茗館などの公共施設でのモニターでの放映や学校での環境教育の場や各種イベントでの会場、また貸し出し等も行い

まして、住民はもちろん、町外の人にも広く周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 大変たくさんの質問をさせていただきまして、できれば全協でもっと資料を出していただき、説明をしていただき、こういうたくさんの質問がしなくてもいいようにしていただきたいなと思いつつながら、十分メモもとれない状況で聞いていました。全てを再質問することはできないかもしれませんが、気がついた、気になったところだけを再度質問をさせていただきます。

順を追ってお聞きしますけれども、2番目の基金、減債基金への積み立てなんですけれども、積立金なんですけれども、そのところで最後に、こういう基金に積み込んだりあるいは償還に、繰上償還に使われていく繰越金が使われていってしまっているけれども、地区からの要望などにどのように応えていかれるのかという質問に対して、今後、まちづくり振興基金で応えたいというふうな総務課長のお答えだったと思います。まちづくり振興基金で応えたい、それから、そのほかにも最後のほうで地域の元気臨時交付金ですか、これに対してもお聞きしたんですけれども、そこでも地区からの要望に応える財源としてこういうのを使うべきじゃないかということで、町民の要望に応えていくという姿勢が見受けられない当補正予算に対して、繰り返しお聞きしたわけなんですけれども、地域振興基金というのは現在あるわけで、今回の補正予算でなぜそういう事業を組み立てなかったのかというのが私の疑問に大きく残っているんです。年度末を控えて、業者の方たちも本当に支払いやなんか追われて大変だと思うんです。それで、住民の方もそうだと思います。そういうことで12月補正予算というのは、すぐに工事に着工できないにしても、あるいは事業に着工できないにしても、繰越明許でも一部のお金が使えるようになるよとか、そういうことで本当に首を長くして、どういう事業が出るのかなということを期待して待っている、あるいは町民の皆さんにも元気が出るような予算内容が期待されていると思うんですけれども、例えば地区からの要望ということを、私、通告してありますので、地区からの要望に今年度どれくらい応えておられるのでしょうか。あるいは、今年出た分は全然応えなくて、今まで出された分で応えていると言われるのか。どのように行政は、地区からの要望が毎年各地区からたくさんとか、絞って10点ぐらいずつ要望を出していただいているんですけれども、本当に大きな手間をかけて地区の役員の人たちは出していると思うんです。でも、選挙を通してまだわずかの1カ月、2カ月しかたっていない私たちですけれども、たくさんの要望、あるいは要望が何も聞いてもらえないという声を聞いて耳にされていると思うんです。なぜ今回の期待される12月補正予算にそういうものが1つも出てこなかったのか、あるいはここに出ているよと言われるのか、その点をお聞きいたします。それが1つです、再質問の。

それから、情報通信基盤整備事業の調査・設計業務委託料4,494万円ですけれども、積算根拠をお聞きしたんですけれども、全く説明がありませんでした。事業内容、事業の進め方



については、簡単に、本当に簡単に説明があつたんですけれども、設計、早期に運営事業者の入札をかけて、この予算が通れば、調査・設計業務を進めていくというふうな答弁だったんですけれども、早期に運営事業者の入札と、運営事業者というのは何なんですか。この調査・設計業務を委託する会社のことだろうと思うんですけれども、運営事業者と言われると、何かもう情報基盤通信を運営する会社まで考えているのかな、あるいは詳細設計まで入った金額としか、金額が大きいもんですから、どういうところまで入れて4,490万の予算になっているのか、非常に大きな金額をもっときちんと説明していただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料ですけれども、非常に詳しい丁寧な説明、答弁をいただきましたけれども、一体この制度、このシステムを構築して制度が変わるわけですけれども、国のほうは子育て支援で待機児童をなくすんだとかいうことで、こういう制度をつくって移行させようとしているんですけれども、これで、当町の場合は、都市部とは随分状況が違ふと思うんですけれども、当町としてメリット、今までよりこういうシステムが構築されると業務が楽になるのか、保育園、幼稚園入園あるいは運営費給付、そういうものについて楽になるのかどうか、その点を1点お聞きいたします。

それから、お茶の防霜ファン工事費の1,600万減額についてですけれども、町長が3割負担でも続けられる茶業にしなければならないと考えているとふうに全協で言われた。私は、そのことが非常に茶農家の方々に力になる、希望を与えるものであれば、私はそれは大いにもろ手を挙げて歓迎するわけですけれども、現状、そういうことを言っていて、茶農家を応援できる言葉になるというふうに考えられるのかどうか、その点を町長にお聞きをいたします。

以上、5点かな、数えませんでしたけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 以上4点、答弁を求めます。総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 地区の要望につきまして、建設課への要望書が提出、毎年、建設課で要望書を提出しております。その中で、要望書の内容を確認しましたところ、150件ぐらい出ておったと思います。それで、緊急性の高いものにつきましては、9月補正で対応しております。例えば水川の農道でありますとか、2,000万円ですね。あと、準用河川が700万とか、農地の維持管理費に100万、林道維持費に500万、道路維持費に1,400万など、9月補正で計上しております。

また、その中で総務課に対する要望もあるわけなんですけれども、カーブミラーの要望が主なものですけれども、カーブミラーにつきましては23年度で8基新設しております。24年度では6基新設しております。

以上のように、9月補正で緊急性の高いものについては対応し、県・国へ要望するものは要望するというような仕訳をしております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 積算の根拠ですけれども、これは社団法人日本ケーブルテレビ技術協会の積算基準を採用、単価につきましては建設物価の採用ということで積算をしたものです。

それと、もう一点の事業の進め方ですけれども、まずこの町で公設民営で事業を進めていただける事業者がいるかどうかの公募を行うということです。どうして先にという理由ですけれども、まず、その中で受けた民間の事業者のやり方によって施設の整備方法は大きく異なってきます。先にこの町でできるという事業者の方が、その人の提案を受けて無線、光、それらを組み合わせた調査と設計を実施していくということになります。先に調査設計をして、その後からまた公募するということになると、逆にやり方が事業者によって全く異なりますので、先にこの町に合ったやり方を提案をしていただく、その方の提案を受けて実際にどこに無線のために中継局などを置かなくてはいけないか、地図上において、その後、実地調査に入ってやっていけるか、そういうことを調査して、最終的にこの町の設計を完成をしていただいて、何とか来年6月までに形をつくっていただきたいという補正予算の内容の金額となります。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） お茶の3割負担をどう考えているかというお話だと思いますけれども、私は、基本的には補助金に頼る農業が果たしていいかどうかというのは、基本的には感じております。しかしながら、今、この町でどのような農業、特にお茶なんです、お茶はどういう対策が必要であるかと考えたときに、どなたかもおっしゃっていただきましたけれども、やはり3つに分かれるのではないかと。特に篤農家と言われる方、一般に、あるから、しょうがないからやるという方、それからもうやめちゃおうという、いわゆる放棄茶園も増えておりますけれども、そのような分類に分けられるじゃないかという、実は感じが私自身は共感をいたしました。

その中で、やはり篤農家と言われる人には、相当なPR代を含めても応援をすべきではないかというふうに考えております。

それから放棄茶園も、これは今多くの皆さんが先ほど報告しましたけれども、転換作物といいましょうか、複合の作物を多くの方がやっております。これも景観上から見ますと、大変すばらしい景観になるという思いから、複合でやられる皆さんにも相当お茶以上の応援もすべきではないかと。放棄茶園が沿線に非常に増えてきたという現実もあるものですから、その転換のほうにも相当の補助を出すべきではないかというふうに考えております。ですから、全体の茶業の底上げというよりは、特化したような補助金の使い方をしていきたいというふうに思っております。

しかし、私は、3割負担が決していると思っているわけじゃないんです。しかし、できるような形の7割補助ですから、できるような形の農業にしなければいけないということで、やはりその補助金でもやめちゃおうという方には、何も効果はないものですから、特化したよ

うな形で分けてやったらどうだろうというふうに基本的には考えております。

ですから、補助金を、補助率を上げないとか、そういう話じゃなくて、やはり全体の底上げでなくて、特化したような農業政策を具体的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） この子ども・子育て支援新制度のシステムの導入によって、職員の業務が楽になるのかという御質問ですけれども、結論から申し上げますと、担当といろいろ話をしているんですけれども、恐らく楽にはならないと考えております。これは、今現在、教育委員会サイドで幼稚園、それから福祉課サイドで保育園をやっておりますけれども、恐らくこれが一本化されてくるという可能性があります。内容的にはこのシステムが導入されると、いろいろな台帳が作成できたり、それから住基システムとか税情報のシステムとかとリンクしまして、そうした情報が一元的に管理できるというメリットがあって、非常に手続的には確かにいろいろな形で有効なことがあるんですけれども、事務については、先ほど申し上げましたとおり、まだ国のほうの情報が非常に不確定な部分があります。今現在、アンケート調査も行っておるんですけれども、そうしたニーズを含めて、これからこの27年度の施行に向けて一生懸命準備を進めているところでありますけれども、いろいろな形で情報がまだ固まっておきませんので、それにつきましては詳細について制度の詳しい内容が判明次第、全協等でお知らせをしていきたいと、そんなふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再度、情報通信基盤整備事業の運営事業者というところで、もう一度お聞きいたします。4,494万円の委託料、これは予算ですから、必ずしも入札によってこの金額ということではないでしょうけれども、入札にかけるものですよね、一応。落札する金額がこれとはわからないけれども、これだけの事業をやってくださいということで、その運営業者を入札で公募する。そのときに示す金額がこの金額なのでしょうか。

積算根拠と先ほどお聞きしましたら、どういう事業にこの4,494万円がなっていくのかという説明は全くなかったですよ。基本計画に幾らとか、実施計画に幾ら、幾らという金額は要らないですけれども、どういうふうな具体的に業務を委託するのかということで、詳細設計まであるのかどうか、それを一挙にやってしまうのかどうか、その点の説明がなかったということで、全協では、町民の皆さんの意見を聞きながら、その都度、白紙からやりますよというふうなことが言われていましたけれども、この予算を認めてしまうと、もうあとはこの予算について執行は、執行権は行政のほうにあるわけですから、私たちが何も言えなくなってしまう、町民の人たちがこの前示された、説明会で示された計画、全世帯にIP端末を配布して、福祉とか見守り、教育、医療、いろいろなことに使えるようにしていったら、町

が不幸にならないように、幸せな町にするんだというふうな説明が、可能性がいっぱい広がるんだというような説明があったわけですが、それは前回と同じ説明だったわけです。前回もそういう説明で事業を始めようとしたところが、町民の人たちから、寝たきりのお年寄りの人、ひとり暮らしで機械のことなんか本当に苦手でわからないよという人たちまで、そういうものを渡されたら困るよということで非常に大きな反対の声が上がって、私は、光幹線そのものが必要じゃないかなと、今の状態では思うんですけれども、こんな多額な業務設計委託料を、業務委託料を認めてしまうと、どんどん町民の人たちの気持ちと違うようになって進めていくのではないかと、このところが非常に心配なんですけれども、そこはどうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

まず、業務内容ですけれども、まず、今回、町のほうでは高速無線を使用して全町、住民の住んでいる地域をカバーしたいということで提案をしていく予定としております。まず、高速無線の採用について調査をいたします。地図上の調査により中継局などの位置を仮定し、その後に現地調査を実施、無線電波が確実に届くかどうかの確認をし、その後、ネットワークの設計に取りかかることとなります。現在の同報無線によります屋外への一斉放送や戸別住宅への放送が可能であるかといった調査も実施していくこととなります。

公共施設間を結ぶネットワークでは、学校を含む主要な公共施設間を結ぶルートの調査、技術的に可能であるかどうかを確認し、ネットワークの設計にも入ります。それと、ネットワークを接続すると、センター施設などの調査設計も行います。

まずは基盤環境整備をするために必要な施設、無線と光をつないでどのような形でこの町に情報基盤の整備が図れるかという、そこまでの設計を最低限の図面の作成まで、補助金の採択ができるまでの図面の採択までを、手を挙げた民間の事業者さんをお願いする形となります。それらの基本的な環境の整備までの設計の金額ということでお考えをいただきたいと思えます。

ですので、ソフト的な内容は、この中には含まれておりません。ただ、町をカバーするための無線と有線をつないだ、今、町で考えている制度設計、施設の置き方、あり方等についての細かな設計までとなるように考えております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、少し私自身の考え方といたしましょうか、今このような計画を提案した責任者として、少し説明をさせていただきます。

実は、私は専門家ではないものですから、詳しいことは説明できませんけれども、基本的な考え方で述べさせていただきます。

と申しますのは、今、正直言いまして、必要ない、要らないよという方もおるのも事実で

す。しかしながら、早くひいてくれという皆さんがいるのも事実なんです。そのような中で、この町に合った高速通信網、いわゆる I T の関係はどうしたらいいだろうということを、この町に合ったような設計をできるかどうかをお願いしていくというのが原点でございます。

その中で、最初から必要ないという方が相当数おればやめればいいわけですが、やはり必要な方にも対応しなければならない中では、当然ながら町を全部カバーできるような方策はないだろうかということのをこれから模索していくことが、この調査費に入っているということが1つです。

それから、今、全国で自治体が、23年3月の現在のようですが、99.4%が対応ができていくというような中で、残り少なくなった自治体になっておりますけれども、そのような中で、やはりこういう中山間地は情報の格差があってはいけないということで、I T 法が制定されたというふうに認識をいたしております。

そのような中で、やはり情報格差のない町の方向性を探るべきだということで提案をさせていただいているということがございますし、また、お年寄りが特に使えないというような中で、ここはお年寄りがいなくなったらそれでおしまいというわけじゃなくて、それから先も川根本町のためにここに残っていただく方、住んでいただく方をどうしても必要とするならば、当たり前のインフラは、当然ながら整備しておく責任があるんじゃないかというような思いが実はございます。

そのような中で、以前のお話をしますと大変申し訳ないんですけども、多分この中でも鈴木多津枝さんしか知らないかもしれませんけれども、携帯電話のアンテナを、基地局をどうしようという話が以前ありました。そのときに本川根町も中川根町も、当時のもう20年ぐらい前になりますけれども、アンケートをとりました。そうしましたら5割以下だったですね、両方とも、両町とも。しかしながら、誰もが予測できないほど情報関係が進んできたという経緯がありまして、当時、多分4割ぐらいだと思んですが、携帯電話を使うという方が4割程度だったと思います。しかしながら、今ではほぼ全世帯といいましょうか、固定の電話は要らないぐらいの携帯電話が普及したということで、この進歩というのは、我々素人ではとても想像できないほど進んでいるというような中で、最低限のレベルだけは押さえていく行政の責任があるではないかということがございます。その辺の思いから、調査・設計だけはしてみようということでございます。

それから、もう一つは、つい最近、小笠原村の森下という村長さんがおりますけれども、その方がおっしゃってました。原生林のサミットで御一緒するもんですから、以前から旧知の仲なんです、その方がおっしゃっているには、父島、母島は子供が多くて、増えて、学校の施設、それから保育園が、幼稚園がなかなか間に合わないというお話をしていただきました。そこへ去年でしょうか、東京から1,000kmの海底ケーブルができた、敷設されたという中で、小笠原は世界遺産に登録されたこともありますけれども、若者の意識が劇的に変わったというお話をしていただきました。

その町は、人口が2,500人です、あの父島、母島がある小笠原村は。そういうところは、どうしても環境にもよりますけれども、若い人が企業家として定住するというような話も聞いたもんですから、1,000kmよりはここのほうが、川根本町のほうが便利だろうという思いもあるもんですから、やはり若い人が住んでいただく最低のインフラの整備はしておきたいということで、この町にどういう形でやったらできるかということ調査をまずすると、それからどういう方法でやるかということは、当然ながら町民の皆さんともお話しするし説明もする、それから議会の皆さんの、当然ながらそのときには同意を得なければできないということもございますので、丁寧に説明し、この町に合った情報化のインフラを整備をしていきたいという思いから、設計業務を委託したということでございます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑がないようです。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第47号、一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算の大きな特徴は、24年度決算で明らかになり、新聞でも大きく報道されて町民の間でも話題になった6億6,000万円の余剰金とも言うべき繰越金の計上残5億3,310万円の追加計上や、地域の元気臨時交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金など860万円余の国交付金の増額などの余裕の財源を、町民の要望や元気を出させるためにどれだけ応える内容になっているかが大きく注目される、また期待されるものだったと思います。

しかし、余りある財源がありながら、町民の要望に応え、町内の業者など町内に落ちる事業は、この補正予算には何一つと言っていいほどありませんでした。将来の大型事業の起債に備えるとして、繰上償還を行うために3億7,138万円の減債基金への積み込みや、本来なら余ることなどないはずの地方交付税の不足分に充てる臨時財政対策債の借入れを削減するのに1億725万円もつぎ込むなど、財政本位の内容に啞然としたのは私だけではなかったと思います。

子ども・子育て支援制度電子システム構築業務委託料の367万円も、当町での影響は少し業務が複雑になるということもあるのかもしれませんが、住民の方々に大きな影響があるかどうかはほとんど感じ取れませんでしたけれども、都市部では待機児童が増えていて大変に働くお母さんたちが困っている、そのことを解消しようということを目的に、子供に必要な給食や保育の面積、正規の保育士の人数など、基準を満たさなくても3歳以下の幼児でも預かることができる幼保一元化、認定こども園など、または保育ママ制度、企業参入な

どが可能になり園と親の直接契約にしていく、保育園への国や自治体の責任を投げ出させる、そういう多くの問題がある新制度に対して多くの関係者や親たちが反対、見直しの声を上げている問題の多い制度です。この制度への移行に伴うシステム改修となっています。働く女性が増える中、当町だけの問題として見ないならば、ますます女性に子供を産む決断をあきらめさせかねない、子育て環境の後退につながるこの新制度には私は賛成できないことを明らかにいたします。

また、茶業推進対策費の防霜ファン更新工事業での1,600万円の減額についても、現実には1,600万円を減額する補正予算が出されたわけです。希望者が、昨年手を挙げた3地区以外に新たにいらっしやらないための減額だと言われ、当然そのことを簡単に担当も町長も考えてはおられないと思いますけれども、茶業本来の、あるいはこの町の農業、魅力づくり、そういう本来やらなければいけないものにつなげていきたいという思いは、先ほどの答弁から感じ取ることができました。

でも、本当にこういう現実に目の前に出てきた減額に対して、じゃ、防霜ファンをつけない決断をした茶農家がたくさん出てきて、組合も解散した、凍霜害に遭うことになった、そういうことに対する支援が必要だというお言葉は一言も聞くことができませんでした。町長は、補助金を増やしたら解決できる問題ではないと言われますけれども、本当に理想をおっしゃられる、それはすごく理想は大事だと思います。でも、今できる支援をやらなかったら、今つぶれていく、あきらめていく、そういう零細農家、その小さい農家で成り立っているこの川根本町の茶業をどうやって守っていくのか、私は非常に疑問が大きいものです。

また、来年6月のユネスコエコパーク登録決定に向けて、関係市町の住民の関心を高める取り組みが各市町で繰り広げられており、町の魅力を再認識するための広報用DVD作成をされるという予算も出ました。私は、こういう町の魅力を宣伝する、こういう事業こそ外部の専門業者に委託するのではなくて、今では町民の皆さんの中にもパソコン教室をやったり、カメラを上手に写せるような研究グループもあったり、歴史や史跡に造詣の深い方々など、本当に一生懸命に生涯学習なども通して活動をされている町です。そういう元気なお年寄りだけではなくて、中高年者、若い人たちはなかなか時間がないでしょうけれども、そういう関心を持っている人たち、知識を持っていらっしやる、時間もある人たちがたくさんいるこの町で、私は、そういう方々のこれまで蓄えた知識や技術を生かせる絶好のチャンスではないかと思うんです。私は、こういうことこそ町民の人たちに公募をして制作をお願いすべきではないかと思います。

町は、多額のお金を残しながら、地区からの切実な要望さえなかなか聞いてくれないという不安がたくさんあります。そういう中で、今度の補正予算に新たな要望、先ほども緊急性の高いものについては9月補正で対応したと言われましたけれども、それで150件の要望の一体何割がカバーされたのでしょうか。また、できないものに対して、きちんと要望を出してくれた、そのためにいろいろな手間暇かけて要望を出した地区の役員の方々へきちんと報

告をされておられるでしょうか。私のところには、そういう声は一つも届いておりません。やってくれないという声がたくさん届いています。

その上、最後になりますけれども、一昨年大混乱をもたらして破綻した情報通信基盤整備事業の再度取り組みに向けた調査・設計業務委託料として計上された4,494万円という、前回とほぼ同額の多額の委託料、これに対して先ほど答弁を聞いていても、とても町民の人たちに納得していただいて進めようという考えはあるわけですが、やっぱり行政主導、町長は、その都度その都度説明をしていかれると言われますけれども、このことをやるという説明さえ、まだ町民にされていません。町長は、町長選挙で、今年度12月前、12月中ですか、町民に説明をするよという、地区懇談会を開くよと。本当に前回のこの計画が破綻した最大の原因は、私は、町民への説明が不十分だったこと、そして町民の声に耳を貸さないで、住民不在で事業を進めようとしたこと、そういうことが本当に何も感じられない今回の予算計上ではないかと思えて仕方がありません。説明を聞いていても、光を欲しいという声と、各世帯に全世帯にIP端末を入れたいという行政の思い、そこは大きくずれているのではないのでしょうか。行政は、全世帯にIP端末を入れて町民の人たちの安心・安全、幸せを拡大していきたいんだと言われるんだしたら、一度破綻した事業に対する説明、慎重にやらなければならないと私は思うんです。同じ失敗を繰り返さないためにも、本当に行政主導で進めていくんだという姿勢を町民の人たちに見せることは、私はやっぱり同じ失敗につながっていくのではないかと非常に心配でなりません。

私は、光環境を整えなければならない、早くしてほしい、高速ブロードバンドやってほしいという声はたくさんいただいています。でも、各世帯に入れてほしいという声はほとんど聞いていません。そういう中で、この事業を進めるということで町民の皆さんにどういうメリットがあるのか、使えないのではないよ、各地区にせめてそういう端末あるいはパソコン教室、シニアパソコングループ、そういうのも今育っていますので、そういう人たちがどんどんパソコンを使ってみて、インターネットから情報をとっていく、こういうことがどんなに自分たちの生活を豊かにするものか、そういう体験もこの1年間で何も行政として努力をしない中で、いきなり町長が代わったからこういう事業を始めますというふうに、4,500万近い詳細設計までいくことができる業務委託料が出てきたということには、私は非常に恐ろしい思いがしています。

以上、町民の期待に応える内容も見当たらず、元気を出してもらえない工夫もない、また町民が主役という地方自治の最も大事な原則に立った理念も見えてこない当補正予算に対して賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

それでは、私は、今議会の議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論をいたします。



今回の一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億3,349万円を追加するというものでございます。主な内容として、人件費関連を除けば、減債基金への積立金、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料、子ども・子育て支援新システム構築業務委託料、定期予防接種個別接種委託料、茶園管理機械購入に伴う補助金、美しい森林づくり森林整備業務委託料、防災行政無線デジタル化に伴う電波伝搬業務委託料、総合支所同報・行政無線中継局の修繕工事費などの予算の増額と、防霜ファン更新に伴う工事費の減額が主なものだと思います。子育て支援のためのシステム構築や予防接種委託料など、子供たちを健やかに育てるための予算や、主要産業である農林業に対する予算の計上、また安全で安心なまちづくりのための防災体制の強化につながると思われる予算が措置されております。

また、それ以外にも外出支援サービスの車両にかかわる燃料費の増、それから町内全般での対策が必要となっている野生鳥獣等被害防止対策事業補助金の増額、TOUKAI-0専門家診断委託料の増額など、町民の生活に直結する予算が計上されております。

情報通信基盤整備事業は、設計業務は、老朽化が著しい同報無線の現状から、後年度計画としていたデジタル化を早め、情報通信基盤整備事業とあわせて一つの事業として実施するために必要な調査・設計業務と説明がありました。財政的な負担を減らすため、高速無線の採用について調査するなど、前回とは変わっております。整備しようとするインフラが町民の医療や福祉、また学校教育や防災などに活用できるように、予算執行に当たっては各地域の状況をよく把握して、先ほど町長の答弁にもございましたが、丁寧な説明を繰り返し行い、また前回の経緯、経過を検証し、多くの町民の理解が得られるように努めていただきたいと強く思います。

縁故債繰上償還のために3億7,138万円を減債基金に積み立てるための予算につきましては、以前示された財政シミュレーションのとおり、今後予定されている防災・行政無線のデジタル化事業や北部地域における簡易水道再整備事業、同報無線のデジタル化と町内の情報化に向けての整備事業など、町民の安全・安心のための大規模な事業が予定されております。

さらに、28年度から、先ほどから説明がございましたけれども、平成28年度から交付金の合併算定替えの特例が段階的に縮小されていきます。減額されていきます。平成33年度には推計で5億8,000万円が削減される見込みとなっております。また、今回の繰上償還により、地域振興基金の取り崩し額も確保できるため、この地域振興基金を今後のまちづくりのために活用し、町民の要望に役立てていただきたいと考えております。

現時点では、この町にとって必要な予算計上であると考えておりますので、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで11時まで休憩をしたいと思います。

再開は11時からです。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第6 議案第48号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第48号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億707万円としたいものでございます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費などについて補正をするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は155万6,000円の減額でございます。これは、職員人件費の補正でございます。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

（何か言う者あり）

○町長（鈴木敏夫君） すみません、緊張しております、1枚だけで申し訳なかったです。これからまだまだたくさんございました。申し訳ありません。

7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は2,633万2,000円の増額です。一般被保険者療養給付費については、今年度上半期の療養給付費が伸びる傾向にあることから、上半期の平均療養給付費と近年の下半期における療養給付費の伸びを考慮し、療養給付費を算出した結果、増額となることに伴う増額補正です。

退職被保険者等療養給付費については、一般被保険者と同様に算出し、療養給付費が減少する見込みであることに伴う減額補正です。一般被保険者療養費は、療養費の減少に伴う減額です。退職者被保険者等療養費は、療養費の増加に伴う増額をお願いするものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

第2項高額療養費は1,218万8,000円の増額です。一般被保険者高額療養費については、高額療養費の増加に伴う増額です。退職被保険者等高額療養費については、高額療養費の増加に伴う増額です。一般被保険者高額介護合算医療費については、財源更正でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,500万3,000円の増額でございます。これは、一般被保険者に係る療養給付費が増加したことによる負担金の増額です。

第4款療養給費交付金、第1項療養給付費交付金は827万4,000円の減額です。これは、退職者医療に係る療養給付費が減少したことによる交付金の減額です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、財源更正です。

第6款県支出金、第2項県交付金は295万4,000円の増額です。これは、保険給付費等の増加に伴う交付金の増額です。

6ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は155万6,000円の減額です。人件費補正分の繰り入れの補正です。

第2項基金繰入金は2,883万7,000円の増額です。これは、保険給付費等の増加に伴い一般財源に不足が生じた保険給付費に支払準備基金を取り崩して対応するものでございます。

大変失礼いたしました。よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず、歳出といたしますか、一緒になっていると思いますけれども、3点お聞きいたします。

7ページの2款1項の療養諸費のところですが、2,633万2,000円の増額になっています。また、8から9ページの2款2項高額療養費でも1,218万8,000円増額になっています。

先ほどの町長の説明にもありましたけれども、前期分の医療費増、伸びに伴う後期分の医療費を見直しによる増額ということですが、医療費が増加していることの原因をどのように見ておられるか、また、今後の予防対策をどのように考えておられるかお聞きいたします。

2点目は、6ページ、歳入の9款2項1目保険給付費等支払準備基金繰入金2,883万7,000円増額で、基金の取り崩しなんですけれども、当初予算と合わせて3,090万6,000円の取り崩しとなります。これで基金の残高が1億円ちょっとに、弱になるわけなんですけれども、佐藤前町長のときに、私は、ずっと一般会計からのその他の繰り入れを行って、加入者の負担増を回避するよにということを要望しておりましたら、医療費が増えて不足を生じた場合は、一般会計からのその他の繰り入れも行って、負担増を抑えて抑制したいという答弁がありました。また、後期高齢者医療が始まった平成20年度を基準として、国保税の負担を1と考え、税負担の平準化を図りたい旨の答弁も行われています。平成20年度は、後期高齢者医療への支援金などが国保会計でも始まりまして、負担が大きくなったわけなんですけれども、前年度の国保税が1人当たり平均額が5万8,863円であるところ、後期高齢が始まった20年度には6万4,619円に急増しました。それ以降も国保税1人当たりの平均額は、加入者の減少ということもありますけれども、23年、24年度で連続2回引き上げを行いましたし、そういうこともあって、24年度の昨年度の1人当たり国保税の平均額は7万1,929円とかなり増えています。今年度この今の状態で1人当たりの平均税額がどれくらいなのかがおわかりでしたら、お答えを求めます。

それから、3点目ですけれども、高度医療が進んで医療費増加傾向がとまらないという状況は、これはある面では、ある面ではというか、人類の命が長くなるということであって非常に喜ばしいことなんですけれども、そういう高額な医療が必要にならないように、予防して防ぐこともできる病気もいろいろあると思うんです。そういう中で予防施策に力を入れることは非常に欠かせないことなんですけれども、加入者への国保税負担は、医療費が増えるからといって加入者の収入が増えるわけではありませんので、増える状況はとても見込めませんので、そういう状況の中で負担増は限界であるということを私はこれまでずっと繰り返して言い続けてきました。今回は、特別税額を上げるとか、本算定ではありませんので、そういうことではありませんけれども、非常に医療費が増えて不足が見込まれるということで、基金を全額不足に取り崩して充てるという補正予算が出されて、非常に今後のことが心配に思われる内容です。

今回、一般財源では繰越金で5億円余の増額補正を、先ほども協議しましたけれども、されているんですけれども、なぜこのよなときに一般会計からの繰り入れを行わなかったのか、どのような場合に法定外の繰り入れを実施する考えなのかをお伺いします。

この3点、よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） それでは、鈴木議員にいただきました質問についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の医療費増加の原因と今後の予防対策をどのように考えるかということですが、まず医療費の増加の原因についてですが、6月補正予算時におきましては、22年度から24年度の療養給付費等の給付実績から1人当たり医療費の増減割合を考慮しまして、25年度に必要となる療養給付費等の積算をし、一般被保険者分におきましては、療養給付費が前年度との比較で101.2%、療養費分が104%、高額療養費につきましては114%程度の伸びを見込んでおりました。6月補正予算及び国保税本算定以降、一般被保険者に係る療養給付費等につきまして9月診療分までにおける24年度と25年度の状況を比較しますと、療養費は前年度を下回る実績となっておりますが、医療費給付に係る療養給付費につきましては106.1%で約1,700万円の増加、高額療養費につきましては120.2%で約620万円の増加となっており、6月補正予算時点における見込みを大きく上回っている状況にあります。

医療費の増加要因は、被保険者の皆様の年齢構成や罹患する疾病構造、症状の程度、受診意識、診療行為など様々な面から分析する必要がありますけれども、いろいろな要因がある中で、特に入院1件当たり、また入院1日当たりの医療費増加が一つの原因ではないかと思われれます。

次に、予防対策をどのように考えるかについてですが、現在、各医療保険者が実施義務者となって40歳以上の被保険者の方々に実施している特定健康診査及び特定保健指導事業があります。川根本町国民健康保険の保険者として実施しておりますけれども、特定健診の受診率は、平成24年度の実績が45.4%、これは県内第3位で高いほうに位置づいてはおりますけれども、まだまだ対象の方の半分にも満たない受診率でありますので、目標値にもまだ到達できておらず横ばい状態にあります。まずは、このような新たな体制である特定健康診査と特定保健指導事業の充実した展開や人間ドック費用助成も継続することにより、病気の早期発見、早期治療、予防を啓発していくことになると考えております。

また、国保だけではなく、町の保健事業として実施しております各種がん検診事業や講座の開催、感染症予防のための予防接種費用助成事業等の充実も重要と考えます。また、必要に応じてかかりつけ医を持って、日ごろから定期的に受診することも疾病の重症化を予防し、医療費の増加を防ぐことにつながる一つと考えます。

2つ目の御質問で、今年度の1人当たり平均税額は幾らかという御質問をいただきました。御質問の中で、24年度の1人当たり国保税平均は7万1,929円になっているということでありましたけれども、この金額につきましては、決算資料における国民健康保険税の金額から算出された全体の収納額に対する金額であります。24年度保険税の調定額と25年度の本算定時における保険税調定額の見込みから算出する1人当たり保険税調定額につきましては、24年度が8万6,093円、25年度本算定時の試算による金額が8万3,984円となり、前年度比較マイナス2.45%の減少となっております。

なお、7万1,929円は、24年度の保険税調定額8万6,093円に保険者全体の収納率83.67%を乗じた額となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一般会計からの繰り入れの関係でございますので、少し関連を述べさせていただきます。

近年、被保険者数が減少傾向にある状況において、1人当たりの療養給付費などは増加する傾向にあり、今後もそのような状況が続くという見込みにおいて、被保険者が負担する国民健康保険税についても負担が大きくなっていくことも考えられます。現在のところでは、1人当たりの調定額を維持しようという考えの中で、保険税率等の改正について対応させていただいており、保険税の負担が増える場合などや予算上不足する財源については、支払準備基金の一部を取り崩して対応をいたしております。こういった独自の基準をもとに、保険税の算定を行うとともに、被保険者の減少であったり療養給付費の増加や医療制度改革などに対応するために、国保被保険者をはじめとする町民の医療費削減のための施策の展開であったり、現在取り崩しを行っている支払準備基金のあり方、さらには被保険者に対する負担をどの程度までお願いしなければならないかなど、様々な面で国民健康保険事業の運営について検討をしていかなければならないと思っております。

その中で、一般会計からの繰り入れについても、いつ、どのような方法で行うべきかを議会や国保運営協議会の中で継続的に意見を聞きながら進めていく必要があります。やはり先ほど課長が申し上げたとおり、予防が一番大切かなというふうな思いはございますけれども、柔軟な対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） なし。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第49号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,171万円といたしたいところでございます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正と国県支出金等返還金などを補正するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は135万6,000円の減額です。これは、職員人件費の補正でございます。

第3項介護認定審査会費は17万5,000円の増額でございます。これは、介護認定審査に係る臨時職員の賃金の増額をお願いするものであります。

4ページ、5ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰入金は4万1,000円の増額です。これは、平成19年度から平成23年度に地域支援事業費として繰り入れを受けた一般会計繰入金について過大交付があったため、一般会計へ返還するものでございます。

第2項償還金及び還付加算金は20万7,000円の増額です。これは、地域支援事業費について過大交付があった国県支出金及び支払基金への返還金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は118万1,000円の減額です。これは、職員人件費補正分の減額及び臨時職員の賃金増額に伴う一般会計繰入金の減額をお願いするものでござい

ます。

第2項積立基金繰入金は24万8,000円の増額です。これは、地域支援事業費について過大交付を受けていたことに伴う国、県、町、支払基金への返還金補正に伴う介護給付費準備基金繰入金の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第50号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,763万4,000円としたい



ものです。

今回の補正予算は、テレメーター回線・携帯電話使用料及び消費税の補正と簡易水道の施設修繕費の増額と水道検査委託料の減額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は360万3,000円の増額です。これは、テレメーター回線・携帯電話使用料及び消費税の増額をお願いするものでございます。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は34万5,000円の減額です。これは、簡易水道施設の修繕費の増額と水質検査委託料の減額をお願いするものでございます。

第4款公債費、第1項公債費は、財源更正でございます。

第6款諸支出金、第1項繰出金は7万6,000円の増額です。これは、繰越明許事業の塩郷地区導水管布設がえ工事の事業費に伴う一般会計繰入金について、事業費の実績に伴う一般会計への繰出金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は140万円の増額です。これは、田代配水池テレメーター工事に対する電源立地地域対策交付金の充当額の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものでございます。

第2項基金繰入金は140万円の減額です。これは、田代配水池テレメーター工事に対する電源立地地域対策交付金の充当額の増額に伴う基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金は333万4,000円の増額で、これは前年度からの繰越金で、今回の補正では全額計上となります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

これは、質疑通告をしていませんので、数字についてお伺いするのではなくて、どうしてこのようになったのかという原因をお聞きしたいんですけども、4ページの1款1項1目一般管理費のところの27節公課費、消費税について299万4,000円の増額が出ています。これは、当初予算が377万8,000円でしたので、今回の増額を合わせると677万2,000円になります。

けさも担当の職員の方から本当にいろいろ説明を聞いたんですけども、半分、3分の1ぐらいわかったかなという感じで、なかなか理解することができませんでした。全協でいただいたこの消費税の算定に対する説明書があるんですけども、皆さんももらってあると思いますけれども、これを読んでもほとんどわかりません。持っていらしたら見ていただきたい

いんですけれども、消費税、料金の消費税は、課税対象となる料金収入などの金額を4%税率分というふうに、普通消費税というところと現在5%だと思っておりますけれども、ここで4%で計算しているようなことを書いてあります。それで、金額から考えますと677万2,000円となる今年度の消費税、支出額ですね、1億円、まず利用料金、ほとんど1億円ちょっとです、1年間の水道料。5%で見ても500万円、4%だと400万円、その1年分にかかる、利用料にかかる消費税額を仮受消費税額を考えると、前年度のに対してかかるわけですから、その前年度の分を計算するのに、その前の年に前年度のその前の年に納めた分の精算額と、その年、前年度分の額を差し引いて24年度の消費税額が払われたと思うんですけれども、決算額は120万円でした、消費税の決算額、歳出のところ。非常にその金額からいっても、今年度677万2,000円計上しなければならないという理由が、朝いろいろ説明を聞いて、その計算式の資料もあるけれども渡さなかったということで、後で渡しますという約束もいただいたんですけれども、もう、きょう議会があって、採決をしてしまうわけですから、私は、このことについてなぜこういう大きな金額になったのか、その点を説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） それでは、27節公課費、消費税299万4,000円の増額について御説明します。

先ほど消費税の納付は、9月に前年度分、平成24年4月1日から平成25年3月31日を計算、確定申告をし、前年度予算の3月に前年度の消費税額の半分を納めています。それを差し引きまして、9月に確定申告の精算納付495万1,400円が当初の見込みより増額となりまして、平成25年度の納付額は、9月に前年度分の精算495万1,400円、平成26年3月に平成25年度分の中間納付半額分の納付に当たり、精算納付額水道使用料控除税額等から算出した結果、中間納付額が不足になり、今回299万4,000円の増額補正の申請をしたということです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） その説明をけさ聞いた上で質問をしたわけですが、これには仮受消費税と仮払消費税があって、仮払消費税については、工事費などがたくさんあれば、そこに転嫁されている消費税分も支払っているわけですから、その分は仮受消費税から引いて納付するというふうな計算をするわけですが、前年度は工事が、24年度は工事が少なくて、消費税支払い分が多くなって495万円ですか、見込まれるということですが、今年度にさらにそれを上回る、299万円も上回る予算を用意しなければならない。これ結局、今年度の3月に支払う中間分と前年度の支払い増、消費税の支払う分の精算した差額を足したものだと思っておりますよ。それ、前年度も払っている、見込みで払っている分があるんじゃないかと思っておりますけれども、それを引いて、なお、このような677万2,000円という、仮受消費税も上回る額です。仮受消費税、1億円ちょっとの使用料に対して5%で見ても500万円、4%で見るとしたら400万円、そこから工事費などでいろいろな工事費や契約、

委託料などで払った消費税を仮払消費税として引く。でも、担当の職員も教えてくれましたけれども、一般会計から入ってくる分、工事費の1割分とか起債をして払っていく分は7割、起債で充てていくから、その分はそこにはもう消費税ももちろん加算して交付されているから、そこは引けないんだよと、仮払消費税にはならないんですよという説明を受けました。それを考えても、余りにも仮受消費税から仮払消費税を引くという、仮払消費税のところがほとんど反映されていないのではないかと思えて仕方がないんですけども、そのことについてどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 仮払消費税につきましては、水道使用料から税率4%の適用分の収入金額の課税標準額5%を掛けまして、税率4%の適用分の収入金額の仮受消費税4%、438万5,400円が仮受消費税額の合計額となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） やめます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第51号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,086万4,000円としたいものがございます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は26万4,000円の増額です。これは、職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は26万4,000円の増額です。これは、職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案の

とおりの可決されました。



◎日程第10 議案第52号 平成25年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,757万7,000円としたいものでございます。

今回の補正予算は、今年度から定期予防接種について、接種に必要なワクチンを各診療所において準備し対応することになりましたが、当初予算においてワクチン代金を見込んでいなかったことによる医療材料費の増額及び備品購入費の追加をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は7万4,000円の増額です。これは、医師及び臨時職員の社会保険料の増額をお願いするものでございます。

第2款医業費、第1項医業費は171万1,000円の増額です。これは、定期予防接種に必要なワクチン購入のための医薬材料費の増額と、備品購入費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は178万5,000円の増額です。これは、定期予防接種ほかに係る診療報酬収入の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

よって、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。



#### ◎散 会

○議長(中田隆幸君) お諮りします。

12月12日から12月17日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月17日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございます。

散会 午前11時45分